○平成十一年郵政省告示第百六十一号（総合デジタル通信端末の電気的条件及び光学的条件を定める件）

（平成十一年三月五日）

（郵政省告示第百六十一号）

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十四条の四の規定に基づき、総合デジタル通信端末の電気的条件及び光学的条件を次のように定める。

一　メタリック伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末は、別表第一号の条件とする。

二　光伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末は、別表第二号の条件とする。

別表第一号　メタリック伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末

|  |  |
| --- | --- |
| インタフェースの種類 | 電気的条件 |
| ITU―T勧告G.961AppendixⅢ（TCM方式） | 110Ωの負荷抵抗に対して、７.２V（０－P）以下（孤立パルス中央値（時間軸方向）） |
| ITU―T勧告G.961AppendixⅡ（EC方式） | 135Ωの負荷抵抗に対して、２.625V（０－P）以下 |

別表第二号　光伝送路インタフェースの総合デジタル通信端末

|  |  |
| --- | --- |
| インタフェースの種類 | 光学的条件 |
| 光伝送路インタフェース | －７dBm（平均レベル）以下 |